

生活習慣病予防健診 (人間ドック) でからだの 定期点検!

生活習慣病予防健診の補助を受けるには
35歳以上のかたが対象です

補助金は3万円まで

生活習慣病予防健診委託契約医療機関

皆野病院	皆野町	☎62-6300
秩父病院	秩父市	☎22-3022
秩父生協病院	秩父市	☎23-1300
秩父第一病院	秩父市	☎25-0311
あらいクリニック	秩父市	☎25-2711
倉林医院	長瀬町	☎66-0387
小鹿野中央病院	小鹿野町	☎75-2332
藤間病院	熊谷市	☎048-522-0600
埼玉医療生協羽生病院	羽生市	☎048-562-3000

あなたが加入している健康保険は?

社会保険など

皆野町国民健康保険

生活習慣病予防健診などの補助制度がありますか?

あなたは、皆野町に住所を有し、引き続き6か月以上お住まいですか?

はい

いいえ

いいえ

はい

加入している保険で補助を受けてください。
※受診後の申請では、補助が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

医療機関へ予約してください。

必ず受診前に!

補助は受けられません。
6か月以上住んでから補助が受けられます。

住民福祉課で補助申請手続きをしてください。
持参品 保険証、印鑑

受診後の
アドバイスを守り、
年に1度は健診を!

後日、補助金を指定口座に振り込みます。

補助金請求書・健診結果を住民福祉課へ提出してください。

受診
受診料から3万円を差し引いた額を医療機関に支払ってください。

受診
補助金請求書に証明を受けてください。

委託契約医療機関
3万円の利用券を交付します。利用券を持って受診してください。

委託契約医療機関以外
補助金請求書をお渡しします。補助金請求書を持って受診してください。

問合せ 住民福祉課 ☎62-1230 国保年金係 内線102/保健衛生係 内線106

問合せ 住民福祉課保健衛生係
☎62-1230 内線106

補助額

2万円を限度(2年に1回)

診断結果表が必要です。

申請には、保険証、印鑑、健

申請

必ず受診前に住民福祉課へ補助申請をしてください。

※社会保険などで補助が受けられるかたは対象となりません。

対象

40歳以上70歳未満のかたで、引き続き6か月以上居住し、住民健診または生活習慣病予防健診などを受診した(する)かたで、MRI(磁気共鳴断層撮影)による脳検診を受診するかた。

脳検診受診料の一部を補助します

